

調査報告書

委員会名	経済文教常任委員会
派遣委員	7名
調査目的	経済文教常任委員会所管事務調査のため
行先 及び 調査事項	愛媛県松山市：PFIによる小中学校空調設備整備について 岡山県浅口市：就学援助金の前倒し支給について 岡山県岡山市：卸売市場の活性化について 学校図書館への司書の配置について
日程	平成28年11月8日（水）～9日（木）
報告事項	別紙のとおり

報告事項
(収集資料等を添
付してくださ
い。)

①愛媛県松山市（平成29年11月8日 水曜日）

【調査概要】

P F Iによる小中学校空調設備整備について

1 概要

松山市は、近年の真夏日の増加に伴う学習状況の悪化や、全国的な小中学校へのエアコン整備の増加、市民、保護者からのエアコン設置要望があったことや、重点事業として進めてきた学校耐震化の目途が立ったこともあり、平成26年12月議会で普通教室及び使用頻度の高い特別教室へのエアコン整備の方針を市長が明言した。

平成26年6月から28年1月にかけて、導入可能性調査を行い、P F I方式により整備を行うこととし、28年4月に実施方針の策定・公表、同年10月に事業者選定、同年11月に落札決定、29年3月契約締結、同年9月に中学校27校への整備が完了した。31年1月には小学校51校への整備が完了する予定となっている。

2 松山市の状況

(1) 小中学校数

小学校：54校（うち島しょ部3校）

中学校：29校（うち島しょ部2校）

(2) エアコンの設置状況

①整備開始以前

平成26年4月1日現在：普通・特別教室 7.1% 全国平均 29.9%

平成29年4月1日現在：普通・特別教室 11.8% 全国平均 41.7%

②整備開始後

平成29年9月1日現在：普通・特別教室 約40%

事業による整備完成後（平成31年2月）：普通・特別教室 70～80%

3 P F I事業

(1) 事業概要

契約方法	総合評価一般競争入札（価格評価＋審査会による内容評価） ※学識経験者を含めた5人の委員で提案を評価
事業範囲	島しょ部以外の78校の全普通教室、使用頻度の高い特別教室の新規空調の設計・施工・維持管理 既存空調の維持管理 ※島しょ部5校は、P F Iになじまないため、平成28、29年度に直営で整備
事業期間	平成29年3月～平成42年3月末 施工期間は、平成29・30年度の2カ年 中学校、小学校の順で整備
エネルギー種別	電気・都市ガス ※入札条件では、エネルギー源は限定していない
落札者	㈱松山学校空調サービス 代表企業 ㈱四電工
落札価格	58億 8,561万 6,979円（税込）
予定価格	62億 6,724万円（税込）
国庫補助	学校施設環境改善交付金 文部科学省基礎額の1／3

(2) 採用理由

市が直接整備等に携わらず、設計・施工・維持管理まで一括して民間事業者委ねることで、民間ノウハウによりコスト縮減や短期間整備が可能であること。松山市は、整備年度の不公平感を解消することを一番重要と考えている。

一般的にPFI事業は大手優位と言われるがエアコン整備は、比較的難易度の低い工事であるため、地元業者が参画しやすいこと。

(3) 特徴

①地元経済活性化のための地元企業への配慮

・入札参加者のうち少なくとも1企業は市内業者であることを条件づけている。

・評価時に業務を請け負う者やそれらからの下請企業の占める市内業者の企業数・契約金額割合により内容点の加算を行っている。

②既設空調の維持管理もPFI事業へ含め、事務の煩雑さ解消

既設空調の維持管理は、フィルター清掃、法定点検、問い合わせ対応にとどめ、修繕が必要な場合は、別途市が負担することとしている。

【主な質疑（要約）】

・アドバイザー業務委託費はいくらか。

⇒ 3,078万円となっている。

・アドバイザーとなっている企業と人的関係や資本関係にある企業は、請負企業の中に入ることは可能か。

⇒発注する際の条件として、そういった企業は除いている。

・委託期間を13年間とした根拠は何か。

⇒財務省令の減価償却期間を根拠としている。

・島しょ部を直営とした理由は何か。

⇒海上運搬等条件が異なるため、島しょ部とそれ以外とを分けて考えた。

・VFMはどのくらいか。

⇒約18%と算定している。

・地元企業はどのくらい入っているか。

⇒松山市に空調設備を設置可能な業者は20社登録されているが、その内14社が維持管理関係で入っている。

・空調の使用についてはルール化されているか。

⇒設定温度が、最高気温が30℃を上回ると想定される場合は28℃、最低気温が10℃を下回ると想定される場合には20℃という運用基準となっている。

・空調を設置する順番はどう決めたのか。

⇒エアコンの恩恵を享受できる公平性から考えて、中学校を先に整備した。小学校については施工が2年に分かれることから、学校の番号順とした。

・評価はどういう方法を採用しているか。

⇒毎年モニタリングを行っており、その結果によっては次年度の契約金額が減額されることもある。

【委員の意見】

・財政上の理由から一定の検証は必要であるが、教育環境向上のためにも、エアコン整備は早期に行うべきである。

・整備期間を短縮できるため、PFI方式によるエアコン整備を推進すべきである。

・地元業者の参入等地域経済へ循環可能な仕様とすべきである。



②岡山県浅口市（平成29年11月9日 木曜日）

【調査概要】

就学援助金の前倒し支給について

1 概要

浅口市では、経済的困窮世帯に学用品や給食費等の一部を援助する就学援助制度を設け、年3回学期末に支給しているが、新入学児童生徒学用品費については、早期支給を希望する者に対しては、4月に入ってから入学式までの間に支給するようにしている。

2 就学援助制度

(1) 対象者

①要保護者

- ・生活保護を受けている方

②準要保護者

次のいずれかに該当し、かつ、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している方

- ・生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- ・個人事業税の減免
- ・市民税の非課税または減免
- ・固定資産税の減免
- ・国民年金保険料の減免
- ・国民健康保険税の減免または徴収の猶予
- ・児童扶養手当の支給
- ・生活福祉資金の貸付
- ・保護者の職業が不安定で生活状態が悪い
- ・学校納付金を減免されている
- ・学校納付金が滞りがちである
- ・被服が著しく悪く学用品費等に不自由している
- ・経済的理由により欠席日数が多い
- ・その他援助が必要と認められる方

(2) 申請先

通 常：各学校

早期支給：教育委員会

(3) 申請期間

通 常：随時

早期支給：支給する年度の前年度の2月末

(4) 支給方法

手渡し

(5) 援助内容

支給費目	支給額
学用品費	学用品の購入にかかる経費の一部 小学校：年額11,420円 中学校：年額22,320円
通学用品費	通学用品の購入にかかる経費の一部（1年生を除く） 小学校：年額 2,230円 中学校：年額 2,230円
校外活動費 宿泊を伴わないもの 宿泊を伴うもの	校外活動に参加した場合の参加費の一部（交通費、見学料のみ） 小学校：上限 1,570円 中学校：上限 2,270円 小学校：上限 4,000円 中学校：上限20,000円
新入学児童生徒学用品費	新入学用品の購入にかかる経費の一部（1年生の4月認定者のみ） 小学校：年額20,470円 小学校：年額23,550円
修学旅行費	修学旅行に参加した場合の参加費の一部 小学校：上限30,000円 中学校：上限62,000円
学校給食費	給食費として保護者が負担する費用 実費
医療費 (医療券を交付)	学校保健安全法で定める疾病の治療に要した費用

※要保護者には、修学旅行費と医療費のみ支給。

(6) 現状及び実績

- ①小中学校生徒数（平成29年11月1日現在）
小学校：7校，1,671名 中学校：3校，793名
- ②就学援助認定者数（平成29年10月10日現在）
小学校：要保護者8名 準要保護者 121名
中学校：要保護者1名 準要保護者 62名
- ③平成29年度早期支給実績
小学校4件，中学校1件

【主な質疑（要約）】

- ・就学援助金について、目的に沿った使われ方がしているか領収証等で確認しているか。
⇒していない。
- ・浅口市の生活保護率はどのくらいか。
⇒ 3.9パーミルとなっている。
- ・4月支給とした理由は何か。
⇒ 3月以前に支給した場合、4月までに市外転出したら払い戻しをしてもらわないといけないので、その手間がかかることと、新年度に支払うべきものを旧年度中に支払うのは財政法上問題があるかもしれない。

【委員の意見】

- ・浅口市では、早期支給を行った実績が、小学校4件，中学校1件と本市とは規模が違いすぎることから、導入は慎重に検討すべきである。
- ・就学援助金の小学校入学前の支給は、国の法整備も整っており、行政のやる気次第で実施可能であることから、前向きに検討すべきである。
- ・本市の児童生徒は、浅口市よりも厳しい経済状況におかれているため、新中学1年生に続き、新小学1年生への早期支給を行うべきである。



③岡山県岡山市（平成29年11月9日 木曜日）

卸売市場の活性化について

1 市場事業管理者制度

(1) 導入の経緯

平成3年のバブル経済崩壊後、市場流通は徐々に低迷し、市場事業を支える柱である売上高割使用料が年々減少していた。

また、岡山市の財政状況も非常に厳しいため、市場事業に係わる経営健全化や効率化の推進が図られ、平成11年度に公営企業会計への移行を検討する方針を示し、それまでの非効率な機構状況を改善するため、平成14年に地方公営企業法を全部適用し、市場事業管理者を置いた。

(2) メリット・デメリット

①メリット

事業管理者の設置により、開設者、市場関係者双方が、市場を取り巻く状況の変化と課題を的確に把握し、必要とする市場機能の強化に向け迅速かつ効率的な判断を下すことが可能となった。

②デメリット

- ・導入時の資産評価作業に手間がかかる。
- ・企業会計を熟知している職員が必要である。
- ・財政、福利厚生など市長部局が担当していた業務を全て市場で行わなければいけないため、職員の負担が大きい。

(3) 事業管理者の権限

分課の設置、職員の任免、職員の給与等の勤務条件・懲戒等の身分取扱、予算原案の作成、決算の調整、資産の取得・管理・処分、契約の締結、使用料等の徴収など

企業管理規程の制定、予算調整、議会への議案提出、決算の審査・認定・付議の各権限は市長に残る。

(4) 在任期間

1期4年。再任は妨げない。

2 関連棟活性化策

(1) 市場の現状

①面積

中央卸売市場及び花き地方市場 約20ha

関連棟 9,439㎡（店舗数97区画）

②平成28年度取扱数量

青果部：7万7,000トン 水産物部：約2万9,000トン

花き：4,000万本
 ③空き店舗の状況（各年度末現在）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	コマ数	入居率	コマ数	入居率	コマ数	入居率	コマ数	入居率	コマ数	入居率
卸(5社)	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%	0	100%
仲卸(104コマ)	4	96%	5	95%	6	94%	9	91%	13	88%
関連店舗(97コマ)	1	99%	4	96%	1	99%	2	98%	5	95%

(2) 関連棟の空き店舗解消までの沿革

空き店舗が、停滞の大きな要因と考え、空き店舗解消を最優先課題の一つとして、市の広報誌、HPでの入居者の公募、商工会議所への誘致の働きかけ、既入居者への増店要望などさまざまな方策を講じてきたが、空き店舗解消は進まず、平成20年4月の段階で空き店舗数は31のままであった。

平成20年8月既入場業者が一般市民向け店舗（ジェラート店、玉子焼き店）を開店したところ、女子高生の口コミで大当たりとなった。

新規開店を機に関連店舗への立ち入りは自由であることを、報道機関への働きかけや、町内会や市の施設へのパンフレットを配布するなど周知を行い、同年夏から秋にかけて、日曜に約1,500名前後の一般市民が来場した。

その結果、場外希望者から出店希望が多くなり、それに刺激を受け、場内業者の増店希望もふえ、平成21年9月には空き店舗がゼロとなった。

上記後に市場が行った来場者増加策

- ・ 鮮魚・青果店の誘致
- ・ 休憩所の設置
- ・ 関連棟内中央通りの愛称を公募
- ・ 施設の改修（電力の増強等）
- ・ 関連棟マップの作成・配布
- ・ 入居要件の緩和（1・2階一括貸付を1階のみの貸付も可能に）

(3) 空き店舗解消の効果

・ 関連事業者の意識改革

これまで従前からの相手のみを商売していた既存業者が、場内外の業者に負けないよう値段、取扱品目、接待態度を各々が考え、実践するようになり、自立した存在になりつつある。

入場業者から、第4日曜日を特売日として営業する日曜日等の独自の取り組みが出てきたが、現在は実施していない。

- ・ 知名度の向上
- ・ 仲卸の取扱量の増加

(4) 今後の課題

- ・ 来場者を永続的に呼ぶために、新しさを維持すること
- ・ 関連棟の団結
- ・ 駐車場の増設（バス専用駐車場等の検討）
- ・ 関連棟の改修の検討（ゾーニング等）

【主な質疑（要約）】

- ・ 店舗の使用料等を下げて欲しいという要望は出ていないか。

⇒そういう声は絶えずあるが、市場価格よりも低廉な使用料になっていることや独自採算でやっていく上では貴重な収入源であるため、減額については考えてはいない。関連棟については、入居要件の緩和で、1階のみの貸付もしていることから、実質値下げになっていると考えている。

・関連棟店舗への新規入居の審査はどうなっているのか。

⇒以前は、組合の推選がなければいけなかったが、先代の事業管理者の時に市場で既存の店舗とかぶらないよう配慮して決定するよう変更した。

【委員の意見】

- ・岡山市は、事業管理者制度導入により、財政面での改善、関連店舗棟の空き店舗解消の成果をあげている。卸売市場の活性化を行っているものの効果の上がない本市においても導入を検討する必要がある。
- ・岡山市は、民間出身の事業管理者の決断で新しいテナント誘致に成功して、利益も上がっている。民間の力を導入して市場の活性化とテナント誘致を進めるべきである。
- ・どの分野でも責任の明確化と独立採算は必要と考える。本市でも事業管理者制度導入を検討する必要がある。
- ・既存業者へ配慮することも大切であるが、経営に対する積極性なしに活性化は図れないと感じた。

学校図書館への司書の配置について

1 沿革

- 昭和27年 市立小学校にP T A雇用の司書が初めて配置
- 36年 市議会で学校司書問題が取り上げられ、市教育委員会教育長が3年計画でP T A雇用者を市職員として採用するよう努力すると答弁
- 39年 嘱託司書を初めて採用
- 58年 7年間の年次計画により未配置校に嘱託司書の配置開始
- 平成元年 市内全校に司書の配置完了
- 3年 5年計画により、嘱託司書の正規職員化と新規の正規職員の採用を進める

2 岡山市の現状

- (1) 生徒数（平成29年5月1日現在）
小学校37,656人 中学校17,724人 高等学校478人
- (2) 司書教諭の配置状況（平成29年度）
 - ・小学校91校中85校（全体の93.4%、12学級以上51校）
正規司書22人、嘱託司書69人
 - ・中学校38校中36校（全体の94.7%、12学級以上28校）
正規司書11人、嘱託司書26人
 - ・高等学校1校中1校
正規司書1人

3 学校図書館について

- (1) 役割
 - ・岡山っ子育成条例
目的：市民協働で自立する子どもの育成を推進する
※自立とは、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、共に生きることができるよう自分自身を確立していくこと

自立を支援する学校図書館の役割は・・・

●教育課程の展開に寄与する
学習情報センターとしての機能

●豊かな心を育む
読書センターとしての機能



生涯にわたって学習する人の育成
(自己教育力の育成)

生涯にわたって読書する人の育成
(豊かな人間性の育成)

(2) 学校図書館図書管理システム

平成5年度から、小学校2校、中学校1校に図書管理システムを導入し、学校図書館を自己教育力養成のための学習情報センターとして活性化し、学校図書館事務の省力化・合理化をして利用者への人的サービスの向上を図るという2点を重点課題とし、運用ノウハウやデータの蓄積を進めた。

平成16年度から、図書資料のデータ化を全校で実施。平成18年4月から本格稼働を開始した。平成19年度には、各校の蔵書を検索する横断検索システムの構築が完了し、今後は両システムの活用を推進していく。

(3) 公立図書館との連携

- ① 1校当たり 500冊を目安として団体貸付が受けられる。
- ② 公立図書館で、不要となった寄贈本や複本を保管替により、受入れできる。

4 学校司書について

(1) 採用及び勤務条件

① 正規職員

受験資格：59歳以下

職名：学校司書⇒主任学校司書⇒副主査学校司書⇒主査学校司書

勤務時間：1日 7時間45分（1週間 38時間45分）

② 嘱託職員

受験資格：59歳以下

職名：嘱託学校司書（非常勤・特別職の嘱託員）

勤務時間：1週間 36時間以内、1カ月約21日以内

雇用期間：1年度ごとの更新

(2) 採用試験

第1次試験：一般教養，専門試験（正規職員のみ）

第2次試験：小論文（嘱託職員は作文），口述試験

資格要件：図書館法による司書または司書補の資格
(司書教諭免許は不可)

学校図書館及び公立図書館の司書として採用

(3) 人件費

・正規司書：301,239千円（給料，手当，社会保険）

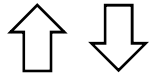
一人当たり平均：7,927千円（平均年齢49.1歳）

・嘱託司書：348,150千円（報酬，費用弁償，社会保険）

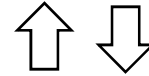
一人当たり平均 3,825千円（平均年齢41.4歳）

(4) 職務

①児童・生徒・教職員へのサービス
利用者の資料請求を知り、あるいは資料要求を引き出し、資料を提供する



②資料の選択・購入・整理
・排架・保存



③図書館の整理・運営

(5) 研修体制

岡山市教育研究研修センターにおいて、学校司書新任研修を実施。

(6) 司書全校配置による効果

- ・児童・生徒の図書館利用意欲の向上
- ・ニーズにあった資料提供
- ・安定した貸出冊数
- ・委員会活動の活性化
- ・関係教員の負担軽減
- ・図書費の効果的な運用

【主な質疑（要約）】

・受験資格が59歳としたのはどういった考え方からなのか。

⇒年齢の高い人で知識とか持っている方がいるので、幅広く有能な人材を確保したいということで、この年齢設定となっている。

【委員の意見】

・本市においては、当初緊急雇用によって配置された学校図書館支援員も10年が経過し、実績もできてきていることから、次のステップとして岡山市のように正規職員として雇用し、司書教諭と連携により、学習情報センター、読書センター機能の向上を目指すべきである。

